

令和2年第9回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和2年9月28日(月)午後2時

2 閉会日時

令和2年9月28日(月)午後2時22分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 齋 藤 誠 子
- (4) 委 員 池 田 享 誉
- (5) 委 員 土 岐 志 麻

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 教 育 次 長 奥 崎 文 昭
- (3) 浪 岡 教 育 事 務 所 長 長 谷 川 敬
- (4) 参事文化財課長事務取扱 葛 西 俊 一
- (5) 総 務 課 長 金 澤 敦
- (6) 指 導 課 長 須 藤 隆 文
- (7) 学 務 課 副 参 事 上 野 隆 博

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第32号 青森市小牧野遺跡の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の  
制定について (文化財課)

議案第33号 青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて (文化財課)

(2) 報告

①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)

②令和3年度青森圏域重点事業に関する要望について (教育委員会事務局総務課)

7 会議録署名委員

- (1) 池 田 享 誉
- (2) 土 岐 志 麻

8 会議の概要

午後2時に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり

り指名する。

初めに、議案第 32 号及び議案第 33 号について審議し、両案について、いずれも全員異議なく原案のとおり決定した。

次に、2 件の事案を報告し、閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○成田教育長

それでは、議事に入ります。

今回の審議案件は 2 件となっております。

本日御審議いただき、議案第 32 号「青森市小牧野遺跡の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 33 号「青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の両案については、規則の改正内容が同じでありますことから、一括議題とし、事務局からまとめて説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

#### ○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 32 号及び議案第 33 号の両案については、一括議題とし、事務局からまとめて説明を求めるとします。

なお、議案の採決については、審議後、議案ごとに 1 件ずつ行うこととします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

#### ○教育部長

議案第 32 号「青森市小牧野遺跡の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 33 号「青森市歴史民俗展示施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の両議案は、教育委員会が所管する指定管理施設に係る休館日を変更しようとするものであり、同じ内容の規則改正となっておりますことから、まとめて御説明申し上げます。

それぞれの規則の改正概要をまとめた附属資料 1 及び新旧対照表の附属資料 2 を、議案とあわせてごらんください。

青森市小牧野遺跡保護センターは、小牧野遺跡から出土した出土品の展示や保管、遺跡に関する情報発信を行う施設、また、あおもり北のまほろば歴史館は、青森市を中心とした郷土の歴史や民俗を総合的に紹介する施設となっております。

両施設の休館日につきましては、規則において、それぞれ 12 月 30 日から翌年 1 月 1 日までと定め、これまで運用してきたところであります。

しかしながら、他の社会教育施設等の休館日が、一般的に 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとなっている中で、両施設における 12 月 29 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日の来館者は少ない状況にあります。

このことから、年末年始の休館日を他の社会教育施設等に合わせ、維持管理費や指定管理者の労務負担の軽減を図るため、規則の一部を改正するものであります。

改正内容についてであります。青森市小牧野遺跡の保護に関する条例施行規則につきましては、第 2 条の表、青森市小牧野遺跡保護センターの項中「十二月三十日から翌年一月一日」を「十二月二十九日から翌年一月三日」に、青森市歴史民俗展示施設条例施行規則につきましては、第 2 条の表中「十二月三十日から翌年一月一日」を「十二月二十九日から翌年一月三日」に、それぞれ改めるものです。

施行期日につきましては、両規則ともに公布の日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、これより議案ごとに採決を行います。

初めに、議案第 32 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 32 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 33 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 33 号については原案のとおり決定することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 2 件となっております。

それでは、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和 2 年 8 月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（令和 2 年 8 月 1 日～8 月 31 日）」をごらんください。

まず、小学校における寄附採納といたしまして、浜館町会リサイクルチーム様から浜館小学校に対し、児童図書一式の寄贈など、合わせて 4 校に対し 4 件の寄贈申し出があり、受領いたしました。

次に、小・中学校における寄附採納といたしまして、三内中学校区学校運営協議会様から、三内小学校、三内西小学校及び三内中学校に対し、扇風機の寄贈申し出があり、また、浪岡中学校区学校運営協議会様から、浪岡地区の小・中学校に対し、同じく扇風機の寄贈申し出があり、それぞれ受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○佐藤委員

素朴な疑問ですけれども、浪岡地区小・中学校と女鹿沢小学校に寄贈された扇風機は、何が違うんですか。小・中学校の中に女鹿沢小学校も含まれるんでないですか。

○総務課長

女鹿沢小学校に関しましては、PTAである女鹿沢小学校父母と教師の会からの扇風機の寄贈となっております。また、浪岡地区小・中学校に関しましては、浪岡中学校区の中で集めた扇風機を各小・中学校に寄贈したものとなっております。

○成田教育長

そのほか、ありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に、報告2「令和3年度青森圏域重点事業に関する要望について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和3年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明申し上げます。

市では、市勢発展のために必要な施策・事業のうち、緊急性及び重要性が高く、国・県等の協力により早期実現・促進が図られる事項について、毎年度要望しております。

重点事業に関する要望につきましては、県に対し要望を行う重点事業説明会を本市単独で開催してまいりましたが、県との調整の結果、本年度から要望方法等を変更し開催することとなりました。

前年度からの主な変更点といたしましては、1つには、本市単独で開催していた説明会を、連携中枢都市圏などの圏域単位で開催することとしたこと、2つには、説明会日程を7月から10月に変更したこと、3つには、これまでは関係部長の出席をお願いしておりましたが、本年度は青森圏域の市町村長のみの出席としたこと、4つには、最重点要望項目は本市の6項目でしたが、本年度は、本市から2項目、圏域内町村から各1項目の計6項目としたこと、以上の4つが主な変更点であります。

要望項目につきましては、お手元の資料「令和3年度青森圏域重点事業に関する要望書(抜粋)」の1ページ目をごらんください。

こちらは、青森圏域全体における最重点要望項目として整理された6項目です。

本市からはNo. 1及びNo. 2の2項目を要望することとしておりますが、教育委員会所管分はありません。

続いて、2ページ目をごらんください。

こちらは、青森圏域全体における重点要望項目とされた23項目です。

本市からはNo. 1からNo. 21までの21項目を要望することとしておりますが、このうち、教育委員会が所管するNo. 9「少人数学級編制の推進について」、No. 10「特別支援教育(情緒障害)の推進について」、No. 11「スクールカウンセラー派遣の拡充について」、No. 14「縄文遺跡群の世界遺産登録の推進と史跡の保存・活用について」の4項目について御説明申し上げます。

これら4項目とも継続しての要望となっております。

初めに、資料の3ページ目をごらんください。

少人数学級編制の推進について御説明いたします。

学級編制に係る国の基準については、小学校1年生のみが35人となっておりますが、本県独自の基準による33人学級編制が、小学校については1年生から4年生まで、中学校については1年生に実施されております。

しかしながら、教育環境のさらなる向上を図るため、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進に加え、これによる学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教員数の確保が必要であると認識しております。

このことから、「少人数学級編制の推進のため『公立義務教育諸学校の学級編制及び教

職員定数の標準に関する法律』の改正に関する国への働きかけ」、「青森県における小・中学校の少人数学級編制の更なる推進とその計画的な実施」、「青森県における少人数学級編制の実施に伴う授業時数の増加等に対応するため、少人数学級編制後の学級数による小・中学校教職員配置基準での教職員の配置」の3点について要望するものであります。

次に、資料の4ページ目をごらんください。

特別支援教育（情緒障害）の推進について御説明いたします。

現在、青森県では情緒障害児を対象とした特別支援学校が設置されていないため、これらの児童生徒に対する教育は、市町村立の小学校及び中学校の特別支援学級で行われておりますが、情緒障害のある児童生徒は増加傾向にあります。

加えて、各都道府県に少なくとも1カ所設置すべきとされている児童心理治療施設の入所児童生徒の学校教育についても、それぞれの都道府県全域または他県から広域的に受け入れているにもかかわらず、市町村立の小学校及び中学校の特別支援学級在籍という扱いとなっていることから、さらなる教育環境の向上を図るための財政支援が必要となっております。

このことから、「児童心理治療施設を有する市町村の学校教育への財政支援」について要望するものであります。

次に、資料の5ページ目をごらんください。

スクールカウンセラー派遣の拡充について御説明いたします。

本市におきまして、不登校の児童生徒への対応が重要な課題となっており、小学校段階から計画的・継続的な教育相談体制の構築が求められております。

スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者、教職員のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに大きく貢献しており、学校現場における必要性はこれまで以上に高まっております。

令和元年度は、中学校全19校と小学校全45校に20名のスクールカウンセラーが派遣されたものの、年間派遣時間数が十分確保できていないため、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況にあります。

また、小学校段階から切れ目のない教育相談を行うため、同一スクールカウンセラーによる教育相談体制を構築していく必要があると考えております。

このことから、「スクールカウンセラーの増員及び1校当たりの派遣時間数の増加」、「同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーを派遣できる体制の構築」の2点について要望するものであります。

最後に、資料の6ページ目をごらんください。

縄文遺跡群の世界遺産登録の推進と史跡の保存・活用について御説明いたします。

本市には、三内丸山遺跡を初め、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しておりますが、資料下段の経緯に記載してありますとおり、令和元年12月には、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡を含む北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群がユネスコへの世界遺産登録推薦書提出について閣議で了解され、本年1月にはユネスコが推薦書を受理するなど、世界遺産登録に向けた各種作業に取り組んでおり、9月4日から15日までの12日間の日程で、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議、通称イコモスの現地調査が行われました。

世界遺産登録の実現や史跡の適切な保存・活用を推進するためには、国や県の指導はもとより、関係団体や専門家、地域住民の協力などが不可欠であります。

このことから、「縄文遺跡群の世界遺産登録の早期実現と気運醸成の促進」、「小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡の整備を契機とした文化資源の保存・活用に向けた支援」、「史

跡を活用した誘客促進のための宣伝強化」の3点について要望するものであります。

報告は、以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

○斎藤委員

本市では、夏休みが過ぎてから、1人1台のパソコン配備といったICT環境の整備がスムーズに行われていると思います。

他県の場合では、いろいろな理由からICT環境の整備がとても難儀しているということを知っています。

ICT環境の整備の進捗状況について、簡単にお知らせください。

○総務課長

ICT環境の整備につきましては、3つの事業で行っております。

まず1つには、高速大容量の通信ネットワークの整備として光ケーブルの敷き直し、2つには、1人1台のパソコン配備、そして3つには、校内LANの整備となっております。このうち、光ケーブルの再敷設につきましては7月に既に終了しており、100メガバイトから1ギガバイトの容量に通信回線が高速化されたところでもあります。また、児童生徒1人1台のパソコン配備につきましては、9月3日から順次導入されており、10月21日には小学校6年生と中学校3年生に全て配備されることとなり、それ以降、順次、中学校2年生と小学校5年生、中学校1年生と小学校4年生に導入され、2月中旬には全て配備されるスケジュールとなっております。あと、校内LANにつきましては、各教室や廊下にアクセスポイントをつけていくこととなりますが、7月から行っている各学校の調査が終わり、現在は、10月初旬から翌年2月末くらいにかけて実施するアクセスポイントの設置と校内LANの無線化に当たっての設計を行っているところであります。

以上でございます。

○斎藤委員

本市は場所的にも中央のほうから離れていることから、教育の機会に対しての格差というものについていろいろと考えるところがあると思うので、今回のこのすごくいい機会にICT環境の整備をスムーズに進めていただき、市内の子どもたちにいろいろな情報を得るチャンスを与えていただきたいと思います。

○成田教育長

その他、委員の皆様からありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて、本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第9回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和2年9月28日開催の令和2年第9回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和2年10月16日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和2年10月16日

署名委員 池 田 享 誉

署名委員 土 岐 志 麻